

# 令和3年6月定例農業委員会 会議録

令和3年6月10日（木）

## 会 議 次 第

### 1. 開 会

### 2. 挨 拶

### 3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
利用権の設定について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 報告第1号 農地中間管理事業による権利設定について

### 4. その他

### 5. 閉 会

(午前9時30分開会)

## ○事務局

定刻となりましたので、令和3年6月、農業委員会総会を開催いたします。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告申し上げます。農業委員11名中10名の出席があり、現に在任する委員の過半数が出席しており、定足数に達しておりますので、本日の総会は成立していますことをご報告させていただきます。

なお、議席番号4番大西敏夫委員より欠席届が提出され、中家祥二推進委員、木村収吾推進委員、尾上文啓推進委員、森田日出生推進委員より、欠席の連絡がございました。

また、本日の総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、円滑な議事進行にご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。それでは開会にあたり、事務局よりご挨拶申し上げます。

## ○局長補佐

皆さんおはようございます。

本来なら事務局長の北岡がご挨拶させていただくところですが、別の公務と重なりましてかないませんので私の方からご挨拶させていただきます。

まずはまさに農業最盛期、もうこの時期のさらに天気のいい日に、農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて新型コロナウイルス感染症の状況ですが、大都市では、緊急事態宣言が6月20日まで延長されたものの、少しずつ感染者が減ってきております。65歳以上のワクチン接種率も和歌山県で、6月8日現在一回目終了した方は39.909%。2回目の終了の方が12.3%と徐々に増えてきております。このような状況が継続していくことを願うばかりでございます。

本日の総会ですけれども、円滑に議事が進みますよう、よろしく願いいたします。それでは簡単ですが、開催の挨拶とさせていただきます。皆さんよろしく願いします。

## ○事務局

議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5号により、会長が会議の議長となり、会議を掌理するとなっております。

ます。以後、土井会長におかれましてはましては、ご挨拶のあと、議事の進行をお願いいたします。

## ○土井会長

それで皆さんおはようございます。

6月の定例農業委員会ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましても、橋本市はスムーズに進んでいる様子でございます。新規感染者も減少し、とりわけ和歌山県、中でも橋本市におきましては落ち着きを見せておりますけど、油断のないように、防止対策を引き続きとっていただくようお願いいたします。

7月23日開会のオリンピックまでも、あと1ヶ月と2週間とこういうような状況になってきたわけですが、このような中でも、本農業委員会、各委員さん方につきましては、7月末をもちまして任期がくるということでございます。

新規体制につくりに向けて、事務局では、着実な準備を進めて、というふうに伺っております。先般の農業委員会全国会議の中で、農業者が減少をする中で農地を適正に維持していくには、担い手への農地の集積と、条件不利な農地の利用管理を同時に進めることが必要であるというふうなことを提言されております。農業委員と農地利用最適化推進委員のさらなる取り組みのお願いをしたいと、こういうふうなことでございます。このことで、各委員さんは、農地のコーディネーターとして、関係機関と連携して活動に取り組んでいただく、これが不可欠であるということでございます。

これから農業の持続的な発展につながりますので、よろしくお願いをいたします。一つ、先進事例を申し上げますと、農業委員会にタブレット端末を導入いたしまして、農業委員にこれを貸与し、これを農地利用状況調査に活用して、対象の位置の確認や、一方として操作をすると、そしてタブレット画面に直接入力できるように整えている農業委員会があるそうでございます。

事務局の担当者にアプローチしますと全委員に、そういう情報が共有するということですが、できましてあのA0サイズの大きな地図を持参して、持ち歩くということもなく、タブレットの導入によって、地図の紙の代金の削減をし、事務局職員の事務軽減だとか、コンピューターへのコピーだとか、郵送の手間、印刷、郵便

代の軽減など、大変効果があるということで、社会情勢は確実にICT化に向かっており、委員会の組織、機能強化や業務のやり方の改革が、この時期になっておるといふことでございまして、これに乗り遅れないように、本農業委員会も、対応していくていふことが必要であろうかと、こんなふうにご考慮しておるところでございまして。

## ○議長

それでは、6月の定例の議題に入ります。座って進めます。

委員各位におかれましては、感染リスクを少しでも低くするため、円滑な議事進行にご協力をいただきますよう、お願いをいたします。

それでは、議事を進行して参ります。議案の審議に先立ち、私の方から議事録署名委員の選任を行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号9番、岡本彰文委員。議席番号10番池田泰子委員の2名を、指名をいたします。また書記には、事務局職員を指名します。よろしくごお願いをします。

それでは審議に入ります。本日審議いたします案件は、提出議案5件、報告1件であります。議案第1号、農地法第3条に規定による許可申請についてを上程し、4案件について事務局の説明を求めます。

## ○事務局

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書の3-1、3-2、位置図の3-1から3-4、別添資料となりますが調査書をご確認ください。

農地法3条の規定による農地の所有権移転申請があった・・・さん、譲受人・・・さん外3件の許可の可否について審議を求めます。なお、議案第1号でご審議いただきます4案件につきましては、農地法第3条第2項の第1号から第7号の各号には該当しないため、要件をすべて満たしております。機械、労働力、技術、通作距離等から見ても問題はないこと、農業委員会が定める別段面積を超えていることから、許可要件を満たしているものと判断されます。

整理番号順にご説明いたします。

1番、橋本市山田・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・の計6筆。面積合計・・・㎡について、・・・さんから・・・さんへ、売買による所有権移転です。・・・さんは、維持管理困難による当該農地処分のため、・・・さんは新規に農業経営を始めたいため、承認願いたいとのことです。譲受人の住所地は・・・となっておりますが、申請地は車で約1時間に位置し、隣接地に住居を用意しております。就農経験はありませんが経験豊富な父のサポートを受け、妻とともに真剣に農業に取り組むとのことです。

2番、橋本市山田・・・、面積・・・㎡について。・・・さんから・・・さんへの売買による所有権移転です。・・・さんは維持管理困難による当該農地処分のため、・・・さんは規模拡大のため、承認願いたいとのことです。譲受人は農地約92aを耕作する、農業者です。このたび、自宅の近くに耕作に便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

3番、橋本市胡麻生・・・、・・・、面積合計・・・㎡について。・・・さんから、・・・さんへの売買による、所有権移転です。・・・さんは、維持管理困難による当該農地処分のため、・・・さんは規模拡大のため、承認願いたいとのことです。譲受人は農地約24aを耕作する農業者です。申請人はいとは関係であり、このたび自宅に近く耕作に便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

4番。橋本市恋野・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、面積合計・・・㎡について。・・・さんから、・・・さんへの売買による所有権移転です。・・・さんは維持管理困難による当該農地処分のため、・・・さんは経営規模拡大のため、承認願いたいとのことです。譲受人は約178aを耕作する農業者です。申請人とは旧知の関係で、この度申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものとなります。

説明は以上となります。後ほど関係委員の追加説明をもらって、ご審議をお願いいたします。以上です。

## ○議長

はい、事務局の説明が終わりました。関係委員さんから追加説明をお願いします。なお、会議は議事録を作成し、録音をしてございます。発言の際はマイクを使用して発言の冒頭で、お名前をお願いします。

## ○松岡推進委員

推進委員の松岡茂夫です。・・・さんは、譲受人けども、松原市っていうことで、遠いんじゃないかなっていう、聴き取りをさせていただきました。そしたら、ちょうど申請地の近くの家も一緒に購入するとのこと。お父さんの方が64歳、そして奥さん、本人は廃品回収とかそういう仕事も行って、子供も小さいんで、いっぺんにはいけない、ということです。登記目的では駄目ですよと、真剣に取り組んでくださいよ、という話をさせていただきました。お父さんが若いので、まあまあいけるんじゃないかなと、思いましたので、一応問題ないと。

・・・さんにつきましては、申請地が自宅のすぐ近く土地です。そして・・・さんの土地を小作していたということで、・・・さんは相続としてから10年ほどやってなかったと。非常に荒れると思ってたんですけど、・・・さんがこの一帯を耕してくれてたみたいです。お世話になっているということで、今回買わしていただくことになった。という話を聞かせていただきました。

・・・さんについても、ずっと前から山田の人でして、ずっと耕作していただいておりますんで問題ないと思います。以上です。

## ○田中里美委員

6番田中です。事務局の説明のどおりです。確約書もきちんとされていて問題ないと思います。今までは別の方が耕作されていましたが、今年からは譲受人が枝豆を中心に野菜を栽培されています。枝豆はJAに出荷する予定と、言っていました。以上です。

## ○大西正明委員

3番大西です。譲渡人は遠方に住まれてて、将来的にも恋野の地に戻ることはないということで、土地を手放す話を考えていたようで、あるとき知り合いということで、・・・さんと話がまとまったようです。あとは事務局から説明していただいた通りで、特に問題はありません。よろしくお願いします。

## ○議長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言を願います。

ます。

○廣田委員

5番の廣田です。ちょっと誰でも心配することですが、1番の案件ですが、初めての農業であり8反ほど農業する、これは実際することはするんでしょうが、これ全部水田という考えでよろしいんでしょうか。

○松岡推進委員

いや、果樹もある。

○廣田委員

所有機械を見ますと、トラクター2台で田植え機は買う予定になってますが、これは、それはやるんだって言われたら、これに、そうかいと言わなしゃあないと思うんですが、何かしっくりしないところがあるんですがいかがでしょうか。不安材料はないんでしょうか。地域の委員さんところで、もう少しお願いします。

○岡本委員

不安材料はないというわけでもないわけですが、やるといことで、労働力の非常に旺盛な人でございますからね。しっかり働いてくれるんじゃないかと思えますけど。

○廣田委員

この方いくつの人になるんやろ。譲受人の人。

○松岡推進委員

38歳。

○廣田委員

若いんやね。それなら大丈夫やろうね。ありがとうございます。

○岡本委員

この申請は県までとおるんですよね。

○議長

市の農業委員会の権限でいける。  
他にありませんか。

.....

○議長

はい。質疑はありませんので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

○議長

ご異議がありませんので、本件は原案の通り許可することに決定をいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

○事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による、許可申請についてご説明いたします。

議案第2号でご審議いただく案件につきましては、現地調査より転用による著しい影響がないと判断され、申請に必要な書類はすべて添付されております。また転用の目的実現も確実と思われることから、農地転用許可基準にてらし審査した結果、許可要件を満たしていると判断されます。

議案書の4-1、位置図の4-1をご覧ください。申請地橋本市妻・・・、台帳地目現況地目ともに田、・・・㎡について、本件申請人は、長年住所地で居住していましたが、借地である土地の返却を予定しており住居の建築が必要となりました。この度、長年住み慣れた同地内であること、またスーパー等の商業施設が近傍にあり、住環境が最良な本申請地で、木造平屋建て住宅を建設したいと思っております。計画では汚水雑排水は東側道路内の公共下水道に放流、雨水は東側道路側溝へ放流となっております。この件について、紀ノ川用水土地改良区並びに、地元推理組

合の意見書及び同意書が添付されております。また事業に要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の残高証明書が添付されています。また隣接する農地は2筆ありますが、1筆は同意を得ており、もう1筆は自己所有地となります。本申請地の農地区分は、・・・から北西約・・・mに位置の距離にあり都市的施設が整備された区域内または市街地区域内にある農地であることから第3種農地と判断されます。説明は異常となります。後ほど関係委員の追加説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

○議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから、追加説明をお願いします。

○木下委員

2番木下です。現場確認に行きましたところ、草押さえとしてマルチを敷いてまして、柑橘の木が一本あっただけで農地としては作られてないという判断ですね。何ら問題ないと判断しますので、ご審議方をよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。質疑ありませんか。

.....

○議長

質疑はありませんので、質疑を終結いたします。お諮りをいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

○議長

議案第3号、農地法5条の規定による許可申請についてを上程し、2案件について事務局の説明を求めます。

## ○事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案3号でご審議いただく2案件につきましては、現実調査により、転用による著しい影響はないと判断されます。申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われることから、農地転用許可基準に照らし審査した結果、許可要件を満たしているものと判断されます。

議案書の5-1、位置図の5-1をご確認ください。橋本市原田・・・台帳地目、現況地目共に畑、・・・㎡について。本件受人はこの度、新たな収入の確保を図るため、本申請地を取得し、12台分の賃貸駐車場として利用したいとしています。排水計画では、汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透とし、未浸透分については西側道路側溝へ放流となっています。このことについて、地元区長の同意書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の通帳の写しが添付されております。隣接する農地は3筆ありますが、3筆すべて同意を得ております。本申請地の農地区分は、・・・から南に約・・・mに位置の距離にあり、今後市街地として発展する見込みがある農地や、生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

2番、橋本市高野口町大野・・・、台帳地目、現況地目共に田、・・・㎡について、本件受人は太陽光発電システムの販売を主な業務とする法人です。この度、事業拡大を図るため、本申請地を取得し、パネル256枚、パワーコンディショナー5台、発電出力49.5kWの太陽光発電施設を設置したいとしております。排水計画では、汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透とし、未浸透分については北川水路へ放流となっております。この件について、小田井土地改良区の意見書、地元水利組合並びに地元区長の同意書が添付されております。また事業に要する経費は、・・・円と見積もられ、事業経費以上の残高証明書が添付されておりました。なお隣接する農地は2筆ありますが、2筆すべて同意を得ています。本申請地の農地区分は、・・・から西に約・・・mの位置の距離にあり、今後市街地として発展する見込みがある農地や、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

説明は以上となります。後程関係委員の追加説明を願った上

で、ご審議をお願いいたします。

#### ○議長

事務局説明が終わりました。関係委員さんから追加説明をお願いします。

#### ○木下委員

2番木下です。譲渡人と譲受人は、甥、叔母の関係にありましてこの農地は譲受人が管理してた、管理というか草管理ですね、除草剤を撒いたり草刈したりとかいうことで、今回購入して駐車場にしたいと申請ありましたんで、問題ないと判断します。ただ、個人的に、言わせていただければ、隣接地に柿畑がありますんで、駐車場とした場合農薬の飛散とかの問題も考えられるんですが、譲受人は問題が起こったら考えます、とのことですので、また農業委員会の判断、よろしくをお願いいたします。

#### ○池田委員

10番の池田です。2番の高野口の案件です。この土地は相続して以来耕作されずに、半分雑種地みたいな形で存在してました。太陽光ということで、地元説明がもうすでにされており、土地の西側に住宅が並んでるんですけれども、この土地に関しても、説明をしたということで、問題はないと考えております。以上です。

#### ○議長

はい。これ質疑に移りますます。質疑される方はご発言願います。

.....

#### ○議長

はい。質疑がありませんので、質疑を終結いたします。お諮りをいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、本件を許可相当することにご異議ございませんが。

(委員より「異議なし」の声あり)

## ○議長

ご異議がありませんので、本件は許可相当の意見を付して、原案の通り県知事に進達することに決定いたします。

なお、議案第3号、2番の案件は1,000㎡以上の転用となるために、和歌山県農業会議の申し合わせ決議により、常設審議委員会への意見聴取対象となります。事務局は、資料の送付と準備をお願いいたします。

ここで議場換気のために、しばらく休憩をいたします。

(休 憩)

## ○議長

それでは休憩を解きまして、議事を再開いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、並びに議案第5号同設定について中間管理事業分ですが、橋本市農業委員会規則第9条の規定に基づき、一括審議といたしますが、10番池田委員は、農業委員会等に関する法律第31条に規定する、議事参与の制限該当するため一時退席をお願いします。

それでは、事務局に説明を求めます。

## ○事務局

それでは、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により利用権の設定について及び議案第5号中間管理機構分について、続けて説明いたします。

議案書の基-1ページ、位置図の基-1ページをご覧ください。今月の申請は新規で1件となっております。

それでは1番の案件についてご説明いたします。利用権の設定を受けるものは、……。利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市高野口町伏原……。現況地目は田で、面積は……。㎡となっております。利用権の種類は使用貸借で、野菜畑として利用します。利用権の期間は令和8年12月末までとなっております。

なお、今回利用権を設定する土地は、1筆、……。㎡となっております。

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条に規定利用権設定について、中間管理事業分についてご説明いたしま

す。

今月の申請は14件となっておりますが、代表して整理番号1番の案件について説明いたします。

議案書の中ー1ページ及び位置図の中ー1をご覧ください。利用権の設定を受けるものは・・・、利用権の設定をする者は・・・。利用権を設定する土地は、橋本市菖蒲谷・・・です。現況地目は畑で、面積は・・・㎡です。利用権の種類は使用貸借で、果樹園として利用します。利用権の期間は5年間となっております。

今回地要件を設定する土地は、全部で23筆、・・・㎡となっております。

なお、今月の案件につきましては、本年1月より運用が始まりました一括化方式により申請されたものになります。本会議終了後、公告を行い、その後速やかに、賃借人へ利用権が設定されることとなります。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### ○議長

事務局の説明が終わりました。追加説明がありましたら、関係委員さんからお願いをいたします。

#### ○土井委員

池田委員の案件は13の案件のやつやな。

#### ○事務局

はい。13番の案件になっております。

#### ○林委員

8番の林です。報告ですけども、議案第4号の・・・さんの件で、・・・さんは伏原の・・・で米を作っていたのだけど、作れなくなってしまったので・・・さんに作ってもらうようになりまして、・・・さんはこの周辺でシソの栽培をたくさんやってくれています。

市脇のところ、加工等やっております。それと去年は本当に病害虫で苦労したそうです。今年はどうなるかわかりませんが去年は災害の多い年でしたので、今年はそのようなことがないように、山本さんは一生懸命やっておりますので、いろいろ行政も応援をしてあげていただきたいと思います。

○議長

はい。これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

○議長

質疑はありませんので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、並びに議案第5号の同設定について中間管理事業分。本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

○議長

ご異議がありませんので、本件は原案の通り承認することに決定いたします。

審議が終了いたしました。池田委員の入室をお願いします。

次に報告第1号、農地中間管理事業による利用の設定について、事務局に報告を求めます。

○事務局

はい。報告ですけれども、設定につきましては前回すべての案件が中間管理機構の一括方式の案件だったため、今回中間管理機構から転貸された土地はございませんので報告させていただきます。以上です。

○議長

報告が終わりました。委員の皆さんから何かご意見ご質問はございませんか。

.....

はい。以上で本日の農業委員会総会に付議された議案、報告はすべて終了いたしました。令和3年6月、農業委員会総会を閉会

をいたします。

(午前10時16分閉会)

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和3年6月10日

会 長 土井 清美 ⑩

9 番 岡本 彰文 ⑩

10番 池田 泰子 ⑩